

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和元年八月十四日

神奈川県選挙管理委員会  
委員長 村上健司

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	取 消 年 月 日
後藤 晶一	ごとう晶一後援会	三一、四、一五
小山 博正	小山博正後援会	三一、四、一
鈴木真智子	鈴木まち子後援会	三一、三、二九
沼倉 孝太	沼倉孝太後援会	三〇、一二、三一
高橋 昌和	高橋まさかず後援会	三一、三、三一
山本 光宏	山本光宏事務所	三一、四、二
吉野 和美	吉野かずみ後援会	三一、三、三一